

朝日町元気なまち応援商品券発行事業取扱事業所要領

発行の目的

朝日町では、新型コロナウイルス感染症により、町民の経済的・精神的な負担が増加しているとともに、町内の幅広い事業者に大きな影響が出ているため、町民への消費喚起を図るとともに、地域経済再生のきっかけを創出することを目的とした朝日町元気なまち応援商品券（以下、「商品券」という。）を発行する。

事業主体

朝日町

発行する商品券の内容

- | | |
|--------------------|---|
| ①名 称 | 朝日町元気なまち応援商品券 |
| ②額 面 | 5,000 円/1 セット（500 円券×10 枚綴） |
| ③対 象 者 | 令和 2 年 7 月 3 1 日時点で朝日町に住民登録のある方 |
| ④利用期間 | 令和 2 年 10 月 1 0 日（土）～令和 3 年 2 月 28 日（日） |
| ⑤利用可能区域 | 朝日町域内 |
| ⑥利用可能店舗
（取扱事業所） | 商品券を使用する場所として登録された朝日町内の店舗事業所 |

商品券の利用方法

- ①取扱事業所にて現金と同じように使用できる。
- ②つり銭はでない。
- ③商品券として認証不能の場合はその効力を失う。また、再発行はしない。
- ④有効期限を経過した商品券は無効とする。

利用できないものの事例

- ①出資や債務の支払い（税金、振込手数料、国・地方公共団体への支払い、公共料金、医療費・薬等の保険適用に係るもの。）
- ②換金性の高いものの購入（有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等）
- ③たばこ事業法に規定する製造たばこの購入
- ④事業の用に供するための物品・サービス等の調達
- ⑤土地・家屋、自動車、高額商品など資産性の高い商品の購入
- ⑥家賃・地代・駐車場等の不動産に関わる支払い
- ⑦現金との換金、商品券との交換又は売買、金融機関への預け入れ
- ⑧風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する営業に係る支払い
- ⑨特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑩その他、この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

参加店舗にあたっての取扱事業所資格

- ①朝日町に立地し小売業、飲食業、サービス業等の事業を営むもの。
- ②朝日町元気なまち応援商品券交付実施要綱及び取扱事業所要領を遵守すること。
- ③朝日町に申請を行い、取扱事業所登録証を発行された事業所。

商品券の換金手続き

- ①受付場所 三重銀行（朝日支店）、桑名三重信用金庫（朝明支店）
三重北農業協同組合(朝日支店)
- ②使用済商品券 取扱事業所は、使用済み商品券に取扱事業所のゴム印等で裏書をして使用済み商品券であることを明らかにする。すでに裏書のある商品券は受け取らない。
- ③換金方法 取扱事業所は、使用済商品券回収袋に使用済商品券を入れて封緘し、「朝日町元気なまち応援商品券」換金受付書（5枚複写）に必要事項を記入の上、受付場所である金融機関窓口の営業時間内に持ち込む。換金受付書 1枚目は金融機関控えになり、2枚目を事業所控えとして金融機関より受取り、**3枚目は商品券請求書になるため、事業所印を必ず押印し**、4枚目は役場控えになり、5枚目は使用済商品券回収袋に貼

付する。

※使用済商品券は、100枚以上の場合、100枚単位で輪ゴムにより束にしてください。

※枚数確認は後刻とさせていただきますのでご了承ください。受付書に記載された枚数と相違等の連絡も後刻となります。

④換金手数料 無 料

⑤換金期間 令和2年10月19日(月)～令和3年3月10日(水)

※換金期間を過ぎてからの換金受付には一切応じられません。換金期間内に換金手続きをしてください。

⑥受付期間 下記受付スケジュール表にある受付期間内に受付場所である三重銀行(朝日支店)、桑名三重信用金庫(朝明支店)、三重北農業協組(朝日支店)に提出してください。

⑦入金方法 下記受付スケジュール表にある入金日に朝日町役場より事業者の指定口座に入金します。

【受付場所】

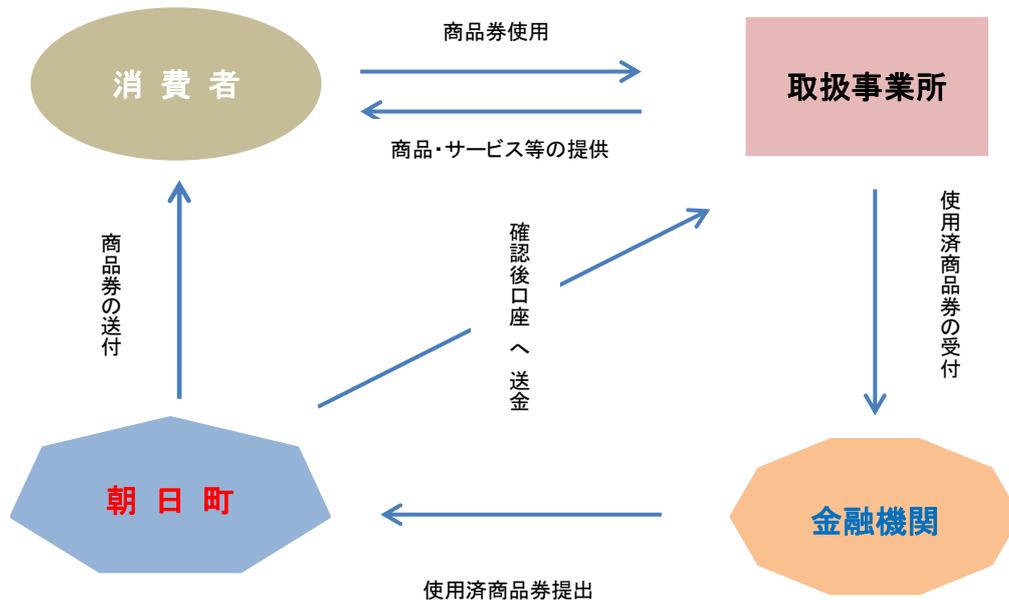
	金融機関名	住 所	電話番号
1	三重銀行 朝日支店	朝日町大字小向字北里下 738	377-3630
2	桑名三重信用金庫 朝明支店	朝日町大字小向 350-1	377-5005
3	三重北農業協同組合 朝日支店	朝日町大字柿 2770	377-2335

○受付スケジュール表

	受付期間		入金日	
第1回目受付期間	10月19日	10月22日 ×	第1回入金日	11月10日
第2回目受付期間	11月2日	11月6日 ×	第2回入金日	11月25日
第3回目受付期間	11月17日	11月19日 ×	第3回入金日	12月10日
第4回目受付期間	12月7日	12月9日 ×	第4回入金日	12月25日
第5回目受付期間	12月22日	12月24日 ×	第5回入金日	1月8日
第6回目受付期間	1月5日	1月7日 ×	第6回入金日	1月25日
第7回目受付期間	1月20日	1月22日 ×	第7回入金日	2月10日
第8回目受付期間	2月8日	2月10日 ×	第8回入金日	2月25日
第9回目受付期間	2月22日	2月25日 ×	第9回入金日	3月10日
第10回目受付期間	3月8日	3月10日 ×	第10回入金日	3月25日

※最終受付期間期限 : 令和3年3月10日(水)

商品券のながれ



取扱事業所の責務

- ①購入後の返品はできない。
- ②商品券を受け取った取扱事業所は、再流通を防止するため裏面の指定欄に取扱事業所名を記入（ゴム印可）する。 記入漏れの場合は受付ができませんのでご注意ください。
- ③有効期限が過ぎた商品券は受けとらないこと。
- ④商品券は、転売、譲渡、交換、再利用及び換金はしない。
- ⑤商品券額面以下の取引の場合であっても、お釣りは渡さない。
- ⑥商品券が偽造であったり、不正に使用されている商品券の受け取りは拒否すること。
また、その際速やかにその事実を朝日町役場産業建設課に報告すること。
朝日町役場産業建設課 ☎059-377-5658
- ⑦受け取った商品券の管理、保管には十分注意を行うこと。商品券の盗難・紛失、滅失または、偽造、変造、模造等に対し、朝日町は責任を負わない。
- ⑧その他、本事業の目的、趣旨に反する行為は行わないこと。

取扱事業所の表示

取扱事業所は、店頭・店先等に朝日町役場からお渡しする取扱事業所店頭表示ポスター、ステッカーを必ず掲示し、消費者に周知すること。

登録店の取り消し

「朝日町元気なまち応援商品券交付実施要綱」及び「朝日町元気なまち応援商品券発行事業取扱事業所要領」の各事項に違反する行為が認められる場合、受付期間の拒否、取扱事業所登録の取消及び損害金の発生等が生じる場合があります。

注意事項

- ①取扱事業所は、消費者から商品券を受け取る際、偽造されたものでないかを確認する。
(商品券には偽造防止対策コピーガード・蛍光インキを施している)
- ②個人情報・・・登録申請時に提出された個人情報は、本商品券事業に係る事務処理のためにご提供頂きますのでご了承ください。また、提供された個人情報を本事業以外の用途には使用しません。
- ③本事業は国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業」として実施されているため、国及び関係省庁より情報の開示請求があった場合、提供された個人情報及び事業情報を提供させて頂く場合があります。予めご了承ください。

その他留意事項

- ①「朝日町元気なまち応援商品券発行事業取扱事業所要領」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、「朝日町元気なまち応援商品券交付実施要綱」に基づき朝日町において協議し、その対応を決定する。
- ②取扱事業所の情報は「朝日町元気なまち応援商品券取扱事業所一覧表」としてチラシ及び朝日町ホームページ等で随時更新し広報する。

【お問合せ先】

朝日町役場 産業建設課

平日 8:30~17:15

(土日祝日・年末年始 12月29日~1月3日を除く)

〒510-8522 三重県三重郡朝日町小向 893

Tel 059-377-5658 Fax 059-377-4543

ホームページ <http://www.town.asahi.mie.jp/>

メール sanken@town.asahi.mie.jp